

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	自治会活動助成	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：堺市自治会活動推進補助金 内容： 昭和31年全市的に組織化された新生活運動に始まり、昭和51年9月堺市自治連合協議会と改称した。平成12年4月堺市が6支所体制を確立したことに伴い、区域自治連合協議会をそれぞれの区域ごとに組織した。補助金は、加入世帯により異なるが1校区自治連合会当たり約100万円となり、校区自治連合会傘下の各種団体への活動補助や校区自治連合会行事に充てている。</p> <p>自治連合協議会活動補助金 20円×年度当初世帯数+10,000円×90校区</p> <p>校区自治連合会活動補助金 校区自治連合会の財政基盤の確立のため、加入世帯数に応じて毎年6月に活動補助金を交付する。</p> <p>310円×校区自治連合会組織世帯数 +280,000円×90校区</p>		<p>名称：美原町区長会補助金 内容： 区長設置規則に基づいて各地区から選出され委嘱している区長で構成される団体で、区長相互の連絡を密にし、町行政事務の円滑な推進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的として活動しており、その活動資金の一部を補助するもの。</p> <p>区長の職務 町が行う各種業務の協力及び援助に関すること。 地区住民の要望・意見等のとりまとめ 地区全体の問題についての町との連絡調整に関すること 前各号に掲げるほか、町長が必要と認めること</p> <p>区長報酬 180,000円/年×26人</p> <p>区長会補助金 1,560,000円</p> <p>区長会事業 総会、役員会、研修会、講演会</p>		<p>両市町の団体とも、それぞれの歴史をもち、行政との関連においてもそれぞれ経過があるものである。</p> <p>堺市が主に小学校区単位で施策展開している一方、美原町は「地区」を対象としており、区長及び区長会の取扱い等については相当期間の検討が必要である。</p> <p>合併後、両団体が統合され新市として同一の施策を展開することが望ましいが、統合についてはそれぞれの団体内の意向によるところが大きい。</p> <p>また、両市町の当該団体に対する施策内容や経過等に大きく隔たりがあるので、それらに配慮しながら新市において早急に検討し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	地域会館建設等助成
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：地域会館建設費助成・大規模改修助成</p> <p>内容：</p> <p>1 校区に1 地域会館の建設を進めていく。</p> <p>9/10 補助で3,500 万円を限度とする。現在、11 校区が未設置となっている。</p> <p>建設用地は200 m<sup>2</sup>（老人集会室併設の場合は270 m<sup>2</sup>）限度に市が購入し、地元は無償貸与する。</p> <p>大規模改修は、市から移管した地域会館の場合は1 回目は1,800 万円を限度に9/10 補助。また、堺市地域会館整備費補助金交付要綱により建設した場合は、15 年経過後500 万円を限度に1/2 補助。</p>		<p>名称：地区振興補助事業</p> <p>内容：</p> <p>26 地区の公民館は全て建設済み。</p> <p>公民館等の新築</p> <p>事業費の10/10（補助金限度額500万円）</p> <p>用地費の1/2（補助金限度額500万円）</p> <p>公民館等の改修等</p> <p>事業費の1/2（補助金限度額100万円）</p> <p>ゴミ集積場</p> <p>事業費の2/3（補助金限度額60万円）</p> <p>防火施設</p> <p>事業費の1/2（補助金限度額30万円）</p> <p>その他町長が必要と認めるもの</p> <p>事業費の1/2（補助金限度額30万円）</p>	
		<p>美原町における分別収集ゴミ集積場や防火施設に対する補助については、関連施策が美原町独自の内容となっている。</p> <p>また、美原町における公民館等の新設、改修等については、1 小学校区1 地域会館の建設を進める堺市の施策とは異なるものである。</p> <p>さらに、このことは自治会関係団体の統合等に密接に関わってくるものであり、また、当該事業の財源である両市町の基金の調整も必要となってくる。</p> <p>両市町とも地域コミュニティの推進を図るための事業であるが、施策内容や経過等に大きく隔たりがあるので、それに配慮しながら新市において早急に調整し、基金の調整を含め5年を目途として一体性の確保を図る。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	防犯灯維持管理助成
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：防犯灯設置・防犯灯電気料金補助                  内容：                  各防犯協議会等を通して市内90校区の自治連合会に対し年間450灯の設置補助を実施する。1灯当たり、設置費の半額で、7,000円を限度とする。                  7,000円×90校区×5灯</p> <p>電気料金は関西電力(株)の規定する公衆街路灯(A)電気料金区分の1/4(4、5、6月分)を防犯灯を維持管理している団体(公共団体を除く。)及び個人に対し補助する。</p>		<p>名称：防犯灯維持管理費補助金事務                  内容：                  ・設置及び改修(地区振興補助金交付要綱)                  設置                  電柱等共架...事業費の2/3(補助金限度額12千円)                  独立...事業費の1/2(補助金限度額5万円)                  全面改修                  電柱等共架...事業費の1/2(補助金限度額5千円)                  独立...事業費の1/2(補助金限度額25千円)</p> <p>・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)                  各地区及び町長が必要と認める団体に対し、関西電力と公衆街路灯として契約しており、かつ防犯を目的に公共の用に供している防犯灯について助成。                  4月1日の灯数を基準とし、基準月(燃料費調整制度により3ヶ月ごとに電気代に増減があるため、1年間の平均を算出し、その直近下位の月を基準月とする。)の電気代に12を乗ずる。                  ただし、1灯につき60Wを限度とする。                  助成対象は26地区及び町長が必要と認める団体(商店街等)</p>	<p>両市町の施策内容、経過に大きく隔たりがあり、住民生活に密接に関わる事項でもある。                  それらに配慮しながら新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
18 補助金・交付金等の取扱い	校区自治連合会法人化補助金		堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会分担金	大阪府青少年指導員連絡協議会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い		南河内青少年指導員連絡協議会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収していない。
18 補助金・交付金等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会負担金	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金・交付金等の取扱い		南河内青少年指導員連絡協議会研修会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収していない。